

公明党

2018年 1月発行

せのう 孝夫 市政報告 No. 27

声を かたち に 夢を くらし に



12月議会における主な出来事を、議会改革を推進するという立場から2題ご紹介します。

1. 「議員個人によるSNSや市政報告等による発信の在り方」について

まず、掲題についての問題提起がありました。全国的にも議員による発信が問題を引き起こすことで、当該個人の責任にとどまらず、議会としての対応を迫られる場合も想定されるため、議会として一定のルールを設ける動きが各地方議会でも広がりつつあります。

館山市議会でも、個人への中傷記事やフェイスブックへの投稿によって拡散させるなど、発信の際には他者への配慮をお願いしたいという事案があり、議会改革等別委員会や全員協議会での検討事項として取り上げ、協議しました。

公人として、また議会への品位品格をも貶めかねないという観点からも、一定のルールは必要として規定を設けるべきとする意見と、一方で、発言・発信は自由であって、その責任も個人が負うべきものだから規制など必要ないという意見に分かれました。

一定のルールに関しては、議会政治倫理条例での情報発信に関する規定例として見附市の条文を紹介します。「発言又は情報発信をする際には、議員としての公平性及び品性を保ち、特定の個人、団体、法人等の名誉を棄損しないように配慮すること」とあり、このような意味合いの条文を館山市議会に導入しても、公益になることはあっても損失を被る議員はいないと理解します。

私個人は、他者への批判は人権意識の低下の頭れであり、また誹謗中傷などする暇があるなら、自分の政策に磨きをかけてほしいという考えです。憲政の父 尾崎行雄は「政治家に敵を陥れるための策略に費やす時間などあるものか。目下の課題に全力を挙げよ！」とありますが、鏡としたい言葉です。

発信に際しても、広く不特定多数の人が見るものですから、誰かを傷つけてはいまいかと細心の注意を払う点は、公的立場を自覚するならば当然備えておくべき資質であろうと思います。

議会最終日の全員協議会で検討した結果は、何と、定めなくてもよいとする意見が僅差で上回りました。その結果を受け発言させていただいたことは、今後もSNS等による発信で問題が浮上した際、今日ルール化に反対した議員は責任を感じるべきだと訴えました。「無責任に反対し、その後の問題は自分には関係ない」では済まされないという思いからでした。ある市職員の方からは、正論であり当然の主張であると、評価してもらいました。

今回は全議員による評決の結果、条例化には至りませんでした。しかし、議会改革という観点から人権に関する同様の事案が認められた場合は毅然と対処していく所存です。

2. 「地域公共交通網形成計画策定を求める請願」について

次に、12月議会での総務委員会に提出された公共交通網請願の採択につきまして、ご報告したいと思います。総務委員会では本請願に賛成が2人、もう少し検討すべきとして継続を支持した委員が3人で、継続審査が採決されましたが、継続支持を訴え討論した委員は一名で、その討論議事録を確認したところ、そうした理由がよく理解できない内容だったという印象でした。市民からの請願を継続審査にして、3月まで待つとする理由が分かりません。対する賛成討論は理路整然とした、説得力のあるものでした。

議会最終日に、継続審査とした判断に対して賛否を問う質疑、討論を経て採決が行われると通常は考えますが、継続の場合は継続審査を支持するか、反対かしかなく、反対が支持されるとその請願は廃案となってしまいます。これは議事運営上の会議規則で定められているため、なぜ委員会で継続審査が支持されたかの議論する機会は与えられておらず、本会議場において確認するすべはありません。

この様な決まりになっていることを私的に解説すると、きちんと委員会において審議して決定された、言うなれば性善説を前提としてこの制度が成り立っているものと考えます。

市議会に対して請願を提出するのは市民の権利の行使にほかなりません。議会としても、市民の皆様に分たちの要望を請願・陳情等という形で提出してくださいと啓蒙してもいます。従って、議会としてはその内容に真摯に向き合い審議すべきであることは当然です。

本会議場における公共交通網請願の採決の際には、請願書提出の紹介議員や、総務委員会で賛成討論した議員らは退席（棄権）し、私は廃案になるのは忍びないので継続に賛成しましたが、結果は請願継続で可決されました。退席の理由は、継続を決定したことへの抗議の意味があります。退席しようが、継続に賛成しようが、そもそも継続審査を支持した総務委員会の判断に対して疑問を呈していることに変わりなく、後味の悪いものでした。

議会としてもこれを問題視し、12月21日の議会運営委員会にも議題として取り上げられました。3月議会までの間、総務委員会として継続審査することになりますが、要望内容は市に対して早期に網形成計画の着手を求めたものを、当該委員会では何故継続にしたのか、請願を提出された市民・関係者に対しても、誠意ある説明責任を果たさなければならないことでしょう。

このような議会での議論の様様をお知らせするのも、議会改革における情報公開の一端と捉えているからです。情報公開によって、議会全体の意識と質の向上と、市民監視力の向上につながることを願うものです。

12月議会通告質問【詳しくは議事録を参照】

1. 有害鳥獣対策

①市民の安全対策

以前、竜岡地区からイノシシが道路を横断するケモノ道を遮断するため、金属製のメッシュを設置したいとの要望を受け、市に相談しました。しかし、農作物を守る目的以外では対応できないと

ということで、今後は安全対策としても対応できる制度の充実に取り組めないかを確認しました。

答弁

地域の取組を進める中から出てくる要望については、その内容や効果を検討し、前向きに対応していきたいと考えています。

②ジビエカー(移動式解体処理車)の導入

写真：すべて日本ジビエ振興協会から 2トン車体がベース



政府は今年の発表で、シカとイノシシを合わせ450万頭が生息していると推計しており、そのうち年間に4分の1にあたる112万頭を捕獲していますが、それでもなお毎年2割程度自然繁殖で増えています。国では2023年までに半減させる目標を掲げていますが、そのためには今の2倍以上の数を捕獲しないと目標達成は出来ないとされています。

車内には温水や冷蔵設備など各種機能が充実



また、捕獲された112万頭のうち、食肉として利用されているのは1割程度です。本市でもイノシシが増え続けていることから2倍以上の捕獲を目指し、それによって得られた肉の活用も併せた施策は、極めて合理的だと考えます。

現在は正規の処理場がありませんので、ジビエとして流通させることはできません。ジビエカーを導入し、そこで枝肉加工まで行い、後は処理施設に委託という方法もあります。

狩猟者の負担軽減と良質な肉の確保にもつながりますので、ジビエカーの導入を求めました。

答弁

ジビエカーとは近隣に食肉処理場がない地域において、現地で「と殺、血抜き、内臓摘出及び皮剥ぎ」までができる特別装備の車両のこと。しかし、枝肉までであり、製品の加工には食肉処理場

が必要になり、県内では君津市と大多喜町の2か所である。運搬時間と経費を考えると効率的ではなく、現時点でジビエカーの導入は考えていません。

しかし、ジビエの活用は、地域振興及び有害鳥獣対策に携わる方々の負担軽減の一つになることから、今後も広域的な課題として研究したいと考えています。

③狩猟従事者への感染症対策

イノシシなどの体に直接接する機会の多い狩猟従事者の方は、獣の血液に触れたり付着しているダニ類による感染症に注意が必要です。

すべてのダニが病原体を保有しているわけではありませんが、ダニによる感染症に罹る年間のおよその件数は、日本紅斑熱が180件、ライム病が10件、ツツガムシ病が400件で、これらは抗菌薬で治療ができます。しかし、致命率が20%もあるSFTSウイルスなどはワクチンがなく、刺されないようにすることが唯一最善の予防法になります。

中には冬でも活動的な種類もいることから、市として罾などを設置している方への安全対策と注意喚起を質問しました。

答弁

狩猟期に入る前に、各地域振興事務所ごとに狩猟者を集めての会議を開催しており、資料配布や服装等に関する注意喚起を行っています。また、館山市有害鳥獣対策会議などの場においても情報提供を行っています。

所感

市民への安全対策については、通告質問後に担当部局の方から農作物に限らず金属メッシュの設置等にも柔軟に対応していくことを示されました。誠意ある対応をうれしく思うと同時に、こういう案件を取り上げてよかったと感じました。

ジビエの活用による効果には、特産品・名物料理の開発、地域おこしにつながり、狩猟者には捕獲への負担軽減や捕獲意欲の増進など、様々期待が持てます。

ジビエカー1台の価格は2千万円を超えるくらいですが、交付金の対象になり、最大55%補助されるので1千万円ほどで購入できます。

財政負担や人的負担も比較的軽く、安価で有効的な取組として、また経済効果も期待できるジビエカーの導入は検討していただきたいと思います。併せて、狩猟者の皆様についてもジビエカー導入の効果や合理性など研究され、行政に対して建設的な提言をされることを望みます。

また、内臓や骨などの残債の埋設等についても、公設による場所の提供など自治体として対応を考える時期にも来ていると思います。この点も前向きに検討していただきたいと要望しました。

有害鳥獣が増えると、市民の身の安全にも対策が必要になります。さらに、狩猟従事者へのマダニ等による感染症対策にも万全の注意喚起を促し、無理なく安全に、増えているイノシシやシカの捕獲が行えるよう、行政としてもできる限り最大限の支援も考えていかなければならないと痛感します。

2. 人と動物が共生するまちの創出

①避難所におけるペット同行避難

ペットを連れて避難できるかどうかは飼育者にとって重要な問題です。市民の皆様にご理解いただくことを目的に、現状での対応を質問しました。

答弁

ペットとの同行避難に備えて、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともにトラブル等が起きないようにルールを作成に努めています。

市内の避難所における同行避難につきましては、他の避難者との合意形成等を考え、スムーズに対応できるよう避難所毎に協議してまいります。

②捨て犬・地域猫対策

現在、全国的に野良猫や捨て犬の殺処分ゼロを目指す取組が進められています。平成27年度に千葉県で致死処分した数は犬が215頭、猫が1,321頭ですが、千葉市、船橋市、柏市は含まれておらず、全県としての数字ではないということです。

殺処분을回避する取組としては、民間団体による猫の不妊手術や、捕獲された犬を譲渡するなどがあり、自治体としてはそれらの団体に活動費を支援する施策等が行われています。

そこで、本市における取組と今後の課題を質問しました。

答弁

野良犬や捨て犬の情報はなく、迷子の犬の場合は、飼い主のもとに帰れるよう市の掲示板に告示しています。

地域猫とは、野良ネコとは違い、その地域の住民が共同で餌やり、排せつ物の清掃、繁殖防止のための避妊手術等を行い飼育と管理をしている猫のことです。猫に関する相談があった場合、地域猫制度を説明していますが、実施に至った事例はありません。

また、猫の里親探しの相談があった場合は、NPO団体の紹介をしているところです。

ペットは、飼い主が最後まで責任をもって飼うことが原則、その上で国・県の補助制度等の情報も発信し啓発してまいります。

所感

ペットの同行避難については、避難者の同意も必要ですが避難施設に隣接する形で屋根付きの一角を設けるなど前向きに取り組んでいます。

また、地域猫対策では避妊への補助が必要ですが、県の補助金制度しかなく、その頭数枠も少ないのが現状です。

これからの対応施策として、支援団体に不妊手術などの資金源を提供できる仕組みに特化したふるさと納税の導入を提案しました。これは広島県神石高原町で実際に導入しており、使途目的も明確で95%が活動団体に、5%は市にも入りますので、双方に有利に合理的に働く仕組みとなっています。市としても、今後研究していくということでした。

3. 人々の多様性を尊重する社会を目指す取組

①性同一性障害の方への配慮ある施策

性的少数派といわれる方はLGBTの4つの頭文字で表され、同性愛者、両性愛者心と体の性が一致しない方などおおむね3パターンを総称しています。

周りの無理解から不当な扱いを受けることも考えられる、慎重に対応すべき社会的な問題です。そこで、本市の取組と今後の課題等を質問しました。

答弁

LGBTの方の配慮については、人権擁護に係る問題であり、男女共同参画の性別にかかわらず、多様性を認め、それぞれが活躍できる社会を目指すとした趣旨に含まれると考えます。

館山市では、第3期男女共同参画推進プランに基づき、人権の尊重と侵害を許さない意識づくり、環境づくりを進めています。

また第3期推進プランの諮問機関である「館山市コーラル会議」において次期プランの策定にご審議いただいております、あらゆる差別や偏見のない、安心して生き生きと暮らせる社会の実現に向け、正しい知識の普及や多様性を受け入れることができる意識づくりなどの取組を、さらに検討していきたいと考えています。

②学校現場における児童生徒への対応

2015年に文部科学省から、性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援や、相談体制へ向けての通知がされたことを受け、本市の取組を伺いました。

答弁

学校では、すべての子供たちの特徴・特性に配慮した教育を行っています。性同一性障害に係る児童生徒への対応については、文科省の通知や周知資料において、具体的な配慮事項が明記されており、学校・教職員は、それに基づいて対応します。

児童生徒や保護者から申し出があった場合には、すべての教職員が共通理解したうえで、様々な場面において配慮できるよう対応しているところです。

所感

性的少数者に対する偏見をなくし、誰もが住みやすい社会を創出するために必要な対策については具体的な対象を明らかにすることが重要ですので、市民への取組、行政及び職員、性的少数者、学校での子供たち及び教職員への取り組み等について質問しました。

性的少数者自身に対する配慮ある対策は勿論ですが、特に行政職員や学校の教職員などは様々なタイプの多くの人と接する機会が多い立場ですので、この人たちの意識向上は最も重要と考えます。その意味から、各種研修等を多くの職員に受講させ、正しい認識や対応の強化を訴えました。

LGBTの方は、様々な場面で差別の対象になり得ます。差別禁止感覚を身に付けていただきたい理由は、例えば就職が難しい、職に就いても不公平な待遇や不当な解雇など、あるいは経済的にも性転換手術やホルモン治療に保険の対象外に置かれているなど厳しい状況があります。このよう

な社会的背景もあって、自殺者が多いことも、早急に対応が迫られる社会問題として注目したいと思います。

差別の解消という観点から世界を見ると、EU加盟国すべてにLGBT差別禁止法が制定されています。この分野では大きく世界から後れを取っておりますが、公明党は「性別の取り扱いの特例に関する法律」を平成16年に制定させるなど、積極的に国に対して取り組んでいます。同時に市民の理解が進む社会環境にしていくことが重要です。

そのためには学校が正面から取り組む必要性を強く感じます。当該児童への配慮は勿論ですが、周りの教職員や児童生徒も正しく理解して、その人権感覚を身に着けた子供たちが社会に出ることで、社会全体が大きく変わる力となることを期待します。また、それが最も早く理想の結果を得る手段になると信じています。

市民監視力と議会改革力

議員定数考

今年は、4月に南房総市と5月には鴨川市で市議会議員選挙が予定されております。

注目すべきはともに定数を2削減し、18議席に改正させたことです。決定されたことに是非を投げかけるつもりはありませんが、議論の中身や経緯は知りたいと思います。

想像の域を出ませんが、おそらく市民からは定数は正の決断をおおむね歓迎しているのではないかと推察します。安房地域の自治体で、人口の最も多い館山市が定数18なのだからと、人口から換算すればもっともな判断と言えます。

ただ、面積からの視点も大切です。館山市はおよそ110km²ですが、ここを基準に比較しますと南房総市230km²で2.1倍、鴨川市191km²で1.7倍になります。単純な考え方ですが、自治体の財政面で比較すると同じ人口なら、面積が広いほうが財政規模は大きくなる傾向があります。広い分だけ、余分にお金がかかってしまうということでしょう。同様に、議員は全市域の代表であることは当然ですが、地域の問題提起・掌握としての機能も備えるという観点からは、一人当たりの面積という概念も、定数論議に多少は加味されるべき問題かと考えます。

その意味からすると、鴨川市も南房総市も定数18議席とした改正は妥当ではないかと感じますが、今後これ以上減らすような雰囲気になった場合には、様々な角度から慎重に議論を進めていただきたい問題だと思います。

議会改革と定数・報酬考

毎年、議会改革関連の全国規模のセミナーに参加しています。

著名な大学教授や知識人等から話される内容を集約してみると、講師陣が指摘する議会改革と巷間でささやかれている議会改革とは、その内容に大きな乖離が認められます。市民意見の大勢を占めている議会改革とは、メディアを媒介としている部分もあるとは思いますが、議員定数を減らし報酬を下げることはイコール善であり、それを支持するとしていることではないでしょうか。

しかし、セミナーでは定数はあまり減らすべきではなく、報酬についても、もっと生活が安心できる程度に引き上げるべきだと言います。定数については、議員は市民の代表であり、その声を受け止め執行部に訴えるという代弁者は、多いほうが良いに決まっているのではないかと。また、議会内の議論や審議、常任委員会の定数の関係、執行部への監視機能も多いほどより正しく有効に働きます。

報酬については、大きな市は問題ないものと感じますが、人口の少ない市町村の報酬実態から言えば引き下げ論はナンセンスだと指摘します。その理由は、まず選挙制度があります。選挙という洗礼を受けねばなりません。多くの人の協力と多少の準備資金も必要ですし、会社等に籍を置いていない人は落選と同時に無職・無報酬になります。当然その補償などは全くありません。また、引退した時に退職金もありません。さらに、会社を辞して議員になれば、国民年金に代わります。若くして議員なった人ほど、厚生・共済年金に比べ受給額ははるかに低いということも覚悟しなければなりません。引退後の生活費まで心配する職業なのか、ということになります。

この点については国が、地方議員の待遇改善を目的として厚生年金の導入を検討していることから、現制度における議員への福利厚生に対する厳しさがご理解いただけると思います。

本来、市を良くしようと崇高な精神を持った人たちが志し、集い合うのが議会であると信じてますが、その待遇は良いとは言えず、もっと若い人にも政治家になっていただきたいところですが、そういう環境にはなっていない。議員のなり手不足解消策として、何らかの手立てが必要であることは明白です。職業選択は自由ですが、小さな自治体ではなおさら、好んで選ぶ魅力的な職業ではないというのが、セミナーにおける講師たちからの指摘でした。議員のおかれている客観的な状況もご理解いただきたいと思います。

議員を雇用しているのは市民の皆様です。市民の使用者たる議員は、市民によってブラック企業の労働者になりつつあるとは、ある講師のブラックユーモアでした。優秀な議員は必要です。そういう方が目指そうとする労働環境を創出していかなければなりません。

市民監視力

市民からすれば、働かない議員なら人数も少ないほどいいし、現在の報酬も多いと感じるでしょう。しかし、議員になりたいと自ら手を挙げるのは自由ですが、市民の支持をいただければ議員にはなれません。すなわち、議員を選んでいるのは市民です。

投票率の低下も気になります。政治家への批判は大切であると同時に、市民の政治への無関心も政治家の質を上げられない要因ともなりかねない問題です。

現職議員ならば、その任期中に何をやってきたか、何に取り組んだのか、どういう実績を築いてきたかは確認できます。議案審議においても何に賛成し、反対したかも分かります。本会議では何を取り上げ、何を訴え、何を討論したかも知ることができます。その上での批判なら分かりますし、しかし、その時点で批判に値すれば支持はしないのではないのでしょうか。

議会は何をやっているのか解らない、などという声も聞こえてきます。これらは、議会側が市民に対して議会活動を知らしめる努力の欠如の顕れと感じます。きちんと議会の使命や役割をお伝えし、議会での活動内容や議決事件についても情報公開を積極的に発信するなど、自助努力が求められます。

そのうえで、議会が活発に機能しているか、または機能させられるかは、市民が議会活動に注目しているかどうかによると思います。市民から、常に監視されているという意識が働けば軽率な発言も、無責任な判断も、議会の監視機能低下などという指摘も、おおむね解消されると思います。

市民の積極的な政治への参加行為が、議員も議会も行政も健全に機能させる原動力となり、それが最も効果的な方法だと考えます。

議会基本条例

セミナーでは、様々な議会活動の事例も紹介されます。現在、全国の議会では議会改革が加速していますが、その推進には議会基本条例を制定させることが必須の要件になっています。

基本条例とは市民に開かれた、信頼される議会を目指すことを目的として議員活動や市民参加の在り方等に関する理念や制度を定めようとするものです。すなわち、市民福祉の向上のために、2元代表制の一翼を担い、議会がこれまで以上に力を発揮して市長執行部局との善の競争力を磨いていくことを意味します。従って、これからの議会においては議会運営・議会の取組を活性化させるため、それを明確に条文化する議会基本条例の制定が必要です。

また、条例制定作業に携わる中で、議員は多くを学ぶことができるという効果も非常に大きいと感じます。私の経験から言えることは、制定作業における最大の収穫は、条文の作成を通して議会が進むべき目的や目標が明確になり、そこに向かって有機的に活用させようとする知恵につながるということです。

条例の制定は、議員・議会がこれまで以上に忙しくなることを意味します。すなわち仕事が増えることと同義です。それは議会内部に対しても、市民へ向けた取り組みでも同様に、やるべき仕事が増え、責任も増します。議員間における議論も活発化します。すべて、その努力は市民福祉に向けられるものでありますので、現在において基本条例を制定していない議会の存在は、そのの市民にとっても好ましい状態とは言えないと思います。

従いまして、議会基本条例が我がまちに制定されていない場合は、市民監視力を発揮し、市政運営における損失であると議会に申し入れするくらいの気概があってもよいと思います。

条例の活用

館山市は制定をし、さらなる議会活性化に向けて検討しています。講師からは作っただけという議会も多いとの指摘もあり、それでは何も変わりませんので、その活用実態についても市民の監視という視点で見たいと思います。

すでに議会改革特別委員会では、2019年4月の改選後を見据え、常任委員会の活動枠の拡大・委員会数・定数・任期等の在り方や、正副議長選挙の立候補制への是非、議会報告会の内容充実などの検討を進めています。また今後は議会として、市民への福祉充実に関する政策提言の在り方等を改革課題に取り上げてまいりたいと考えております。

現在実施している積極的に市民の声を聴く議会報告会も重要です。情報交換を通して、要望を聞き執行部に届け、または政策形成にもつなげるなど、それらの取組を有効に機能させるために進化し続けてまいりたいと思います。

館山では、過去3回実施してきましたが、1回につき3会場を合わせた参加者は70名ほどです。本年は100名を目標に取り組みたいと個人的には思っています。

市民に信頼される議会を目指し精進する中で、市民監視という視点からの適正な定数及び報酬論議も行われるものと思います。そして、正しく評価されることによって、待遇改善につながり、議員を志す人たちも増えるものと期待します。そのようになれば、相対的に住民福祉の向上及び市の発展にもつながるものと確信します。

議会基本条例の活用は、議員の質を高め、市民の政治参加に繋がり、市民に恩恵が及び、市が活性化し、結果、市政における好循環社会の創出につながります。